○経済産業省・環境省告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号二の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月厚生省・通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

表中

二八五、二九一
七一、一四七
一三三、四五七
七、七八八
六、二〇三
一、一四七
一五、六八三
二八六、七三六
一〇〇、八三四
一二三、五五二
八四九
五五二
一三、八五二
三二、二七三
一六一、八三八
六三五
二、五一六
二七九
二三〇、九三九
六五、八七五
二六、四五五
二九、九三五
二五、五四二
一四、五五四
一一、六二五
二一九、五五三
二二、一二八
五〇三、八九五
一四、六六五
五三〇、三八〇
八三、八四七
四、八八七
八二、八八七
三八、五六一
六七、六九七
一六三、八八〇
二二四、五〇九

を

二八三、七七六
六三、〇九〇
一三二、四八五
七、四一二
六、一三四
一、〇〇六
一五、六五四
二四五、六六六
九五、一六七
一一六、八七〇
八七二
二、〇一九
一一、三三五
二六、一三三
一五五、六〇四
五〇五
九四一
三四
二五五、九四一
四七、七一四
二一、八三八
二五、三〇九
二三、〇九〇
一三、五七三
一二三、七六七
一九三、五五六
二一、五六四
五〇四、六八一
一四、二一九
五五〇、二四七
八四、四五九
八、〇四一
八一、四三四
四一、一七〇
六三、三六一
一六四、三五〇
二一九、六〇七

に改める。

○国土交通省告示第五百五十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事の一部を完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林・運輸・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び⑴に掲げる地点と⑾に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 ⑴　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇・九七三三秒、東経一三四度三五分五〇・三三六四秒）から一一一度二七分八九〇メートルの地点 ⑵　⑴に掲げる地点から一〇八度四五分二四一メートルの地点 ⑶　⑵に掲げる地点から一〇二度一三分八四メートルの地点 ⑷　⑶に掲げる地点から九九度五二分一一四メートルの地点 ⑸　⑷に掲げる地点から一〇八度五六分五〇メートルの地点 ⑹　⑸に掲げる地点から二七度五七分一〇メートルの地点 ⑺　⑹に掲げる地点から二七度五七分六七メートルの地点 ⑻　⑷に掲げる地点から一七度〇一分七八メートルの地点 ⑼　⑶に掲げる地点から九度五三分七八メートルの地点 ⑽　⑵に掲げる地点から一二度五九分七八メートルの地点 ⑾　⑴に掲げる地点から一五度五〇分六五メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十八年三月三十一日